

第 6 次東郷町総合計画策定方針（案）

第 5 次東郷町総合計画が令和 2 年度（2020 年度）に目標年次を迎えることから、令和 3 年度（2021 年度）を始期とする第 6 次東郷町総合計画の策定に当たっての基本的な考え方を示します。

1 計画の策定方針

(1) 町民との協働による計画づくり

東郷町自治基本条例の「まちづくりの基本原則」を踏まえ、計画の策定過程において、より多くの町民が参画できるように多様な手法を取り入れ、町民との協働による計画づくりを行います。

(2) 社会情勢等の様々な「変化」に対応する計画づくり

人口減少の進行や少子高齢化の進展、自然災害の頻発、情報通信技術の一層の発展、持続可能な開発目標「SDGs」^{※1}の主流化に向けた取組等、本町を取り巻く社会情勢の変化や今後予測される動向等に対応し、持続可能なまちづくりに資する計画づくりを行います。

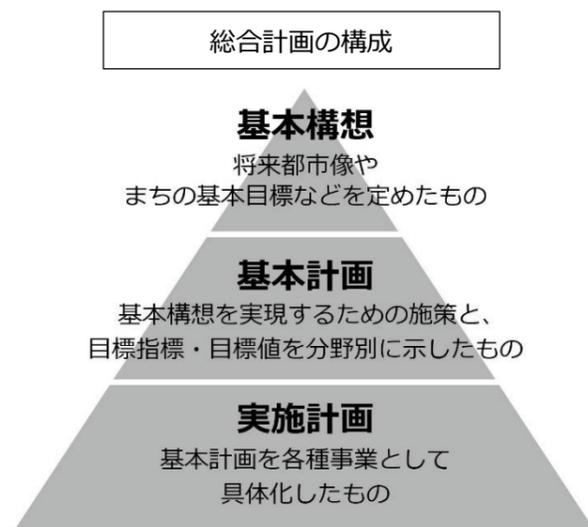
(3) 町民にわかりやすい計画づくり

町民の視点からまちづくりの目標や目標指標を設定することや、町民、地域・団体、事業者、行政等の役割を体系的に示すことにより、町民と目標を共有できる、わかりやすい計画づくりを行います。

^{※1}SDGs とは：平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と、169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念としている。「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成 28 年 12 月 22 日第 2 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）では、全国の自治体に対して、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGs の要素を最大限反映することを奨励している。

2 計画の構成

第 6 次東郷町総合計画は、「東郷町自治基本条例」第 13 条第 3 項に基づき策定し、基本構想・基本計画・実施計画の三層構造で構成します。



3 計画期間

基本構想・基本計画の計画期間は、令和 3 年度からの 10 年間とします。
実施計画は 3 年間の計画期間とし、毎年度見直し、作成します。

年度	R3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)
基本構想	10年間									
基本計画	10年間									
実施計画	3年間			3年間			※実施計画は毎年度作成			

